

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について(令和2年10月1日適用)

令和2年10月1日(後期授業開始日)から適用する新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる行動基準は、次のとおりとします。

現在、滋賀県は警戒ステージにあることから大学活動レベルは「2」となります。

滋賀県は必要な感染防止策が担保される場合には、当面11月末までの感染リスクの少ないイベントについては収容率要件を100%以内に緩和して開催可能であるとしており、本学においても、レベル「2」を基本としつつ、これまでと同様、研究活動等については時差登校や学位論文にかかわる研究活動再開時のガイドラインに基づく学内外の行動記録の徹底、会議・行事については三密回避の徹底を含めた感染防止策の実施、課外活動については課外活動計画書の提出・計画の順守等課外活動指針の厳守等の対応することにより、引き続き「1」として取り扱うこととしました。

なお、原則対面授業を実施することから大学運営を円滑に実施するため大学職員の活動レベルを「2」から「1」に変更します。

また、行事は規模、内容を検討して判断することになりますが、必要に応じて接触確認アプリ「COCOA」や新型コロナウイルス感染症拡大防止システム「もしサボ滋賀」などの活用をお願いします。

なお、活動レベル「1」以上の状態においては、学内外の行動についてスマホの無料アプリの活用等により記録し、自己管理するとともに必要に応じ提出できるようにしてください。

今後状況の変化に応じて活動レベルを変更することがありますが、手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策を徹底されるようお願いいたします。

活動区分 大学活動レベル	1. 教育	2. 教員活動および 学生の研究活動	3. 大学職員	4. 会議・行事	学生		7. 出張・旅行	8. 学外者(受験生含む)の 入構制限	9. 大学施設貸付
	(講義、演習、 実験・実習)		事務職、技術職など		5. 大学への登校	6. 課外活動			
0	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止対策を講じて 対面実施	・感染防止対策を講じて 実施 ・感染予防チェックリス トの徹底 ・在宅研究可	・感染防止対策を講じて 通常勤務 ・在宅勤務可	・感染防止対策を講じて 実施 ・会議行事とも対面可 ・会議特例継続 ・行事は規模・内容を 検討して判断	感染防止対策を講じて 可	感染防止対策を講じて 可	・感染防止対策を講じて 可(リスクの高い地 域への出張・旅行は注 意) ・海外渡航は外務省海 外安全HPに従う。	・感染防止対策を講じて 入構可 ・図書情報センターは学内 者のみ利用可	・令和2年度の外部貸出 は原則実施しない。
2	・感染症対策を講じて 対面実施 ・状況により遠隔授業	・最小限の研究活動 ・在宅研究可 ・新規研究不可	・在宅勤務、時差出勤 推奨 ・別室勤務推奨	・会議等は特例に従 う。 ・行事は原則オンライ ン	・対面実施される授業 ・許可された研究室入 室、研究指導のみ登校 可	原則不可	・感染防止対策を講じて 可(リスクの高い地 域への出張・旅行は注 意) ・海外渡航は不可	・感染防止対策を講じて 入構可 ・図書情報センターは学内 者のみ利用可	不可
3	・原則遠隔授業 ・対面実施は限定	・最小限の研究活動 ・研究指導は限定 ・在宅研究推奨、緊急 事態宣言区域教員は在 宅研究	・在宅勤務、時差出勤 推奨 ・別室勤務推奨 ・緊急事態宣言区域か らの通勤不可	・会議等は特例に従 う。 ・行事はオンライン開 催できないものは中止	・対面実施される授業 ・許可された研究室入 室、研究指導のみ登校 可 ・緊急事態宣言区域か らの登校不可	不可	・緊急事態宣言地域へ の不要不急の出張・旅 行は原則禁止、その他 地域へは自粛 ・海外渡航は不可	・緊急事態宣言地域か らの入構不可	不可
4	・遠隔授業 ・遠隔対応できない授 業は休講	・機能維持のため最小 限の研究活動のみ可 ・在宅研究活動	・在宅勤務 ・大学機能維持に必要 な職員のみ出勤	原則不可	登校不可		原則不可	不可	不可
5	立入禁止区域での授業 等は遠隔または休講	立入禁止区域への入構 禁止	・立入禁止区域での勤 務不可 ・区域に応じて大学機 能維持に必要な職員 のみ出勤	不可	立入禁止区域への登校 禁止	不可	不可	不可	不可

1 行動基準は標準的なものであり、状況に応じて柔軟に対応するものとする。